



かがやく麻生中



令和8年7月15日発行
(第89号)
行方市立麻生中学校
住所:行方市南327-3

自分の思いや考えをよりよく表現し課題解決できる(語り場 学び場 麻生中)

～安全・安心な生活～

夏季休業を間近に控え、生徒が安全・安心な生活、安定した日常を過ごすことができるよう、各学級、学年、学校全体において、下記内容について、指導しております。

各ご家庭におかれましても、生徒の安全確保に向けて、お声かけ、支援をお願いいたします。

1 自転車事故の未然防止について

- ☐ 下り坂時等を走行する際のスピードを制御した安全運転
- ☐ 横断歩道 信号機のある交差点を渡ることの徹底
- ☐ 一列での安全走行
- ☐ 交差点、道路等横断時の一時停止、左右確認の徹底
- ☐ ヘルメット・安全タスキの着用
- ☐ 緊急事故を見た人・近くを通りかかった人は助けを呼びにくい 大人の人に知らせる

2 不審者対応

- ☐ 「いかのおすし」の徹底
 - ・ついて「いか」ない、車に「のらない」・「お」おごえをだす・「す」ぐにげる・おとなの人に「し」らせる
- ☐ 「こどもを守る110番の家」の活用

3 水の事故防止

- ☐ 生徒だけで行かない 必ず大人が近くで見守る。
- ☐ 「遊泳禁止区域」や立入禁止場所には入らない。
 - ※川の増水時、用水路、ため池、防波堤などは特に危険。
 - ※大雨の後は川の流が急になるため近づかない。
 - ※海では波や風、潮の流れ(離岸流)に注意する。
- ☐ 川遊びや釣り、ボートに乗るときはライフジャケットを着用する。
 - ※自分の泳力を過信しない。

4 その他

- ☐ 危険な場所には行かない 立ち入らない
- ☐ 「どこで だれと一緒になのか 何時頃帰宅するのか」等について家族に話す



～SNS・インターネット・ゲーム等による事故防止～

全国の小中高生にとって、SNS・インターネット・ゲーム等の事故を防止することは、安全・安心、安定した生活を送るために重要です。

昨年度のPTA教育講演会において、スマイリーキクチさんから教えていただいた

- ・「発信する前に一歩立ち止まる」
- ・「本当に正しい情報なのか確認する」
- ・「相手の立場を考えて言葉を選ぶ」

とともに、SNSに個人情報や「のせない おくらない SNSを介した人と絶対に会わない」こと

スマホの約束6か条「あとがこわい」について、繰り返し指導してまいります。

ご家庭におきましても、4月にお知らせしました内容について「家庭での約束(マイルール)、いつ、どこで、どのように、利用時間、利用目的、守れなかった時の対応、契約書、定期的なSNS内容確認、フィルター設定等について、再度お子様と確認いただき、保護者の管理監督責任の下、安全・安心に利用いただきますようお願いいたします。また、ゲームの課金等の事故、インターネット利用時間の制限等についても、お声かけいただきますようお願いいたします。生徒の安全確保につきまして、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

インターネット・SNSを利用した 犯罪にまきこまれないために

- ・保護者の管理・責任のもとに利用しましょう
- ・必ずフィルタリングを設定しましょう
- ・家族でネットを正しく使う方法を話し合いましょう
- ・家族で「あとがこわい」を確認し実行しましょう

スマホの約束6か条

＜福島県警察本部作成＞

- あ 会わないで！(知らない人と)
- と 撮らないで！(自分の裸を)
- が 画像を送らないで！
- こ 個人情報を載せないで！
- わ 悪口を書き込まないで！
- い いじめないで！(ネットを使って)



行方市教育委員会

令和8年4月

2者・3者面談資料

保護者様

麻生中学校生徒指導部

いじめの未然防止 早期発見 早期解消について(お願い)

2012年にいじめ防止対策推進法が国会で可決され、各市においても「いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校においても「学校いじめ防止基本方針」を策定し、日常的観察、生活アンケート、教育相談等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に取り組んでいるところです。

国や県は、その改善や解消に努めることとしています。

生徒は学校生活の中で、多様な人間関係を学んでおり、その過程で、コミュニケーションの齟齬等により、いじめの被害者・加害者になり得ることがあります。また、いじめの被害者と加害者が短い期間の中で逆転することもあります。

いじめは、どの学級でも起こり得る、という共通認識をもち、いじめの被害者の苦痛に寄り添いながら、加害者への適切な支援、望ましい人間関係の在り方、その方法を教えることをとおして社会性や自律性を育くみ、生徒のよりよい成長へつなげていきたいと考えております。

保護者の皆様には、引き続き、家庭での生徒の言動等の観察を行っていただき、違和感を感じた場合は、速速に学校へご相談いただければと思います。また、心の健康観察、リーパー等、オンライン等の相談窓口を利用して相談いただくことも可能です。

また、現在、SNS・インターネット・ゲーム機器などを活用したネットいじめ(ひやかし からかい 暴言)、闇バイトへの勧誘等が社会問題化しています。スマホ・ゲーム機等ネットにつながる機器活用については、保護者の皆様の責任において管理監督いただければ幸いです。また、「家庭でのルール・契約書」を定め、利用目的、使用時間、使用場所、ルールが守れなかった時の対応について、お子様と話しあっていただきますようお願いいたします。

さらに、「ネット上で知り合った人物と会わない」「自分や知っている人の個人情報を書き込まない・送らない」についても継続的にお声かけいただければ幸いです。

生徒の安心安全の更なる確保に向けて、ご家庭・警察等の関係機関との連携を強化しながら「いじめ」の未然防止「いじめ」の早期発見・早期解消に向けて取り組んでまいります。保護者の皆様には、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。